

第5章 小泉信三の象徴天皇制論—『皇室論』と『ジョージ五世伝』を中心として—

本章は、現天皇明仁の教育の中心を担った小泉信三が、日本国憲法下での象徴天皇制の政治的役割をどのように考えていたのかについて検討を加える。小泉は1949年から死去する1966年まで東宮職御教育常時参与（1959年以降は東宮職参与）として皇太子明仁の教育にたずさわり、皇太子の思想形成に大きな影響を与えた¹。現皇后美智子を皇太子妃に選考した中心人物であったことでも著名である。

また、小泉は田島道治宮内庁長官（在職1948-53年、49年5月までは宮内府長官）との関係が深く、昭和天皇の退位論に終止符を打ったとされる1952年5月3日の「おことば」を、田島と吉田茂首相とともに作成した²。さらに、田島は辞任の際に、小泉を皇室の最高顧問として侍従職御用掛という役職に就任させた³。小泉は昭和天皇の信頼が厚く⁴、死去するまで皇室の御意見番であったのである。

戦後政治史における象徴天皇制の政治的役割についての研究として、第一に挙げられるのは渡辺治のものである。渡辺は、戦後天皇制を常に「保守政治の従属変数、利用の対象」であったと定義し、内奏などによる天皇の政治介入の余地は残ったものの、総攬者としての権力が外形的にも存在しないために、実際の政治的な影響力は少なかったと述べた⁵。また、中村政則⁶や升味準之輔⁷の研究もこの視点を踏襲しており、渡辺の定義は通説となっていると言ってよいだろう⁸。筆者もこの定義の上で論を展開する。

これまで、小泉信三の象徴天皇制論についての研究は、小泉が皇太子とともに読んだとする福澤諭吉の『皇室論』⁹とハロルド・ニコルソンの『ジョージ五世伝』¹⁰の二冊をどう解釈するのかという点に着目して論じられてきている。

渡辺治は『皇室論』を重視し、小泉は、天皇制を政治から全く切り離すことで精神的な権威として社会統合の中心とする構想を抱いており、伝統的権威による社会統合を図った吉田茂とは考え方が異なっていたと述べている¹¹。しかしこれでは、なぜ小泉が『ジョージ五世伝』を取り上げたのかという点が理解できない。

ケネス・ルオフは、小泉が『皇室論』を象徴天皇制のモデルとして見つつ、憲法上「象徴」としての役割から外れる内奏¹²を説明するために、『ジョージ五世伝』に引用されて

¹皇太子自身もそれを認めている。1976年12月17日記者会見。菌部英一編『新天皇家の自画像』文春文庫、1989年、121頁。

²加藤恭子『田島道治—昭和に「奉公」した生涯—』TBSブリタニカ、2002年、306-321頁。

³前掲『田島道治—昭和に「奉公」した生涯—』356-358頁。

⁴榊原亀之甫『天皇の年輪』サンケイ出版、1981年、206頁。

⁵渡辺治『戦後政治史の中の天皇制』青木書店、1990年、59-61、199-201頁。

⁶中村政則『戦後史と象徴天皇』岩波書店、1992年。

⁷升味準之輔『昭和天皇とその時代』山川出版社、1998年。

⁸後藤致人は、内奏を通じた天皇と政治家の間の「君臣情義」を重視し、天皇の政治的影響力が大きかったことを述べているが、天皇に権力がない以上、あくまでも「個人的な」情義にすぎず、制度的に影響力が常に大きかったという証明にはならない。後藤致人『昭和天皇と近現代日本』吉川弘文館、2003年、208-239頁。

⁹福澤諭吉「皇室論」『福澤諭吉著作集』第9巻、慶應義塾大学出版会、2002年。以下『皇室論』と表記。

¹⁰Harold Nicolson, *KING GEORGE THE FIFTH: His Life and Reign*, Constable & Co Ltd., London, 1952.表題の訳は小泉の表記に準じた。

¹¹前掲『戦後政治史の中の天皇制』213-217頁。

¹²「内奏」とは、政府見解によれば、国務大臣等が天皇に対し国事行為に関連する説明を行うことを指す。大原康男編『詳録・皇室をめぐる国会論議』展転社、1997年、44-45頁。

いたウィリアム・バジョットの君主論における三原則（王は諮問に対し「忠告し、奨励し、警告する権利」を持つ。以後「バジョット三原則」と略す）を補足して、その行為を正当化したと述べた¹³。ルオフの述べるように、バジョットの君主論を小泉が取り上げたのは内奏の正当化であるということには同意するが、『帝室論』とバジョットの君主論をどのような論理で小泉がつなげようとしたのかという点についての説明はない。『帝室論』は天皇を「政治社外」において一切政治に関わらせないという論理であり、限定的にはあるが政治介入を肯定する『ジョージ五世伝』やバジョットの君主論とは論理が異なっている。この違う論理を、なぜ小泉が並べて論じたのかという点を明らかにする必要がある。

なお、ここで注意しなければならないのは、小泉信三は、自分の理論が先にあって、その上で象徴天皇制を論じたわけではなく、むしろ現状の象徴天皇制をどのように理論化し正当化するかということを目指していたということである。小泉の伝記を書いた今村武雄は、小泉について次のように述べている。

わが国の歴史のなかに伝えられる天皇の地位についても、学者間にいろいろ異った見方が行われているが、小泉はその種の天皇制論には興味を示さず、現実にいる天皇の在り方および将来の役割という点に思いをひそめた跡がある。¹⁴

本稿では、小泉がなぜこのような視点で天皇論を展開したのかを、小泉が書いた皇室に関する文章から読みといてみる。まず小泉の天皇観の特徴についてまとめ、その上で、小泉の象徴天皇制論を明らかにしたい。

（1）小泉信三の天皇観

・「かのように」の哲学

小泉信三はかつて姉から「高山彦九郎」と呼ばれたことがあるという¹⁵。今村武雄は、小泉の皇室観は「福澤の『帝室論』を継承し、これを近代化して、国際的な視野を持って発展させたもの」であったが、「時として、堅苦しい忠誠心を感じさせた」ので、このようなことを言われたのではないかと推測している¹⁶。今村の指摘したように、小泉は高山のような狂信的な尊王論者ではなかった。小泉は生涯にわたり、自分の執筆した文章の中で「万世一系」「神国」「現人神」などという言葉は戦時中も含めて一切使わなかった。小泉は非常に近代的な天皇観を抱いていたのである。

小泉は慶應義塾大学に入学後、福田徳三の下で経済学を学んだ。そこで彼は終生の研究対象となるマルクスと出会った。小泉は反マルクス主義の代表的人物として名高い¹⁷が、その一方でマルクスの理論に対して一定の評価をしていた。その一つが、唯物史観であった。小泉は「歴史は勝手気儘に造られず、必ず歴史的に与えられた現実から出発して造ら

¹³ケネス・ルオフ『国民の天皇』共同通信社、2003年、159-163頁。

¹⁴今村武雄『小泉信三伝』文藝春秋、1983年、427頁。

¹⁵「勇気ある自由人—小泉信三—」『文藝春秋』44巻7号、1966年7月、の中の松本正夫によるコメント（268頁）。松本は、小泉の姉・松本千の息子。

¹⁶前掲『小泉信三伝』274-275頁。

¹⁷代表作として挙げられるのが1949年に発売されて、その年だけで約13万部を販売した『共産主義批判の常識』（新潮社）である。遠藤湘吉「戦後ベストセラー物語十一 小泉信三『共産主義批判の常識』」『朝日ジャーナル』7巻53号、1965年12月26日、44頁。

れるということ」については同意していた¹⁸。この小泉にとって、神話から始まる万世一系論はにわかには受け入れがたいものがあつたであろう。このような思想を持つ小泉の皇室論を支えたのは、森鷗外の小説「かのように」¹⁹であつた。

森鷗外が「かのように」を書いたのは、1910年の大逆事件の影響である。大逆事件の与えた社会的影響について、小泉は「単に政府の形態や財産制度の如何に関する狭義の社会思想のみの問題ではなく、識者は当然進んで、国体と世界思想、信仰と科学、伝統と理性という、もっと根本的な問題を考えざるを得なかつた」²⁰と解説している。「かのように」は、特に「伝統（神話）」と「科学」をどう調和させるかについての、鷗外の回答であつた²¹。「かのように」の内容の説明であるが、小泉の解釈を示すために、あえて小泉の文から長めに引用する。

主人公は歴史家である。誠実に歴史を書こうとする者には、神話と歴史をどう取り扱うかの問題に逢着しなければならぬ。〔中略〕主人公は、神話は歴史でないと声明しても、神話の包んでいる人生の重要な物は保護して行かれる、彼れを承認して置いて、これを維持して行くのが学者の務め、人間の務めだと信じているのである。〔中略〕「かのようにの哲学」とは何か。およそ学問でも、芸術でも、宗教でも、人生の価値のあるものは、その根底において或る物を有る「かのように」考えることによって始めて成立する。〔中略〕「かのように」は何処までもかのように考えられたもので、真実存在するものではない。しかし、その或るものの存在が証拠立てられないということだけを楯に取って、神を否定し義務を否定する者には与みしない。〔中略〕主人公は神話を歴史とすることを肯んじないが、しかもまた偶像破壊に与みすることは出来ぬ。ここにおいて彼れは「かのようにの哲学」に足場を借ろうとする。この哲学は破壊者の哲学ではなく、また頑冥者の哲学ではない。読者はここに透徹せる理智と、誠実な心術と、そして急進と保守との間に介まれた、かかる理智ある者の一種の諦念を認めざるを得ぬ²²。

小泉はこの主人公の悩みは「当年の多くの真摯な智識人の悩みであつた」とし、「私もこの一篇を面白く読み、読んで主人公に同情を持った」と述べている²³。もちろんこの「真摯な智識人」に小泉本人が入っていることは疑いない²⁴。小泉もまた大逆事件に影響を受

¹⁸小泉信三「私と社会主義」（『文藝春秋』1950年3月号）『小泉信三全集』第10巻、文藝春秋、1967年、261-262頁。以下『小泉信三全集』（全28巻、文藝春秋、1967-72年）を『全集』と表記し、初出と巻数、ページ数のみ記載する。また、小泉信三の書いた文章の著者名を「小泉」と省略する。

¹⁹『森鷗外集』明治文学全集第27巻、筑摩書房、1965年。初出は『中央公論』1912年1月号。

²⁰小泉「鷗外書簡と社会問題」（『改造』1939年10月号）『全集』13、320-321頁。

²¹前掲「鷗外書簡と社会問題」『全集』13、321頁。

²²小泉「私の大学生生活」（『中央公論』1939年4月号）『全集』11、293-295頁。「かのようにの哲学」について具体例を挙げて補足すると、例えば化学は原子を最小単位として定義した上で理論を構築している。つまり「原子が最小単位」である「かのように」扱わなければ、化学という学問そのものが成り立たないということである。

²³前掲「私の大学生生活」『全集』11、295頁。

²⁴小泉の日記には「鷗外さんの『かのように』は真先に感心した作品だが、今日聞いて見るとあつちでもこっちでも面白いと云う評判だ。何だか自分が本家のような気になって、今晚寝ながら繰り返して読むことにする。」（1912年1月19日）と書かれており、読んだ当初から感銘を受けていたことがわかる。小泉『青年小泉信三の日記』慶應義塾大学出版会、2001年、153-154頁。

けた人の一人であったからである²⁵。

このように唯物史観を信じながら「かのように」皇室を理解した小泉は、歴史的に皇室をどのように捉えるかという議論を全く行わなかった。そのため、小泉と同様に戦後の象徴天皇制を理論的に支えた代表的な論者とされている津田左右吉や和辻哲郎とは違いが出てくる²⁶。津田は、天皇を常に権威だけを持ち権力と分離されてきた存在である（二重政体組織）とし²⁷、和辻は天皇を「全体意志の表現者」として捉え、天皇個人の意志（権力）によって統治されてきたのではないと述べ²⁸、ともに日本国憲法の象徴天皇制は歴史的に正当性があることを主張した。これに対し小泉の思考は、あくまでもどのようにして合理的に象徴天皇制を運用するかに重点がおかれた²⁹。そのために、津田や和辻の天皇論について、自らの著作では一切触れることはなかったのである。

・福澤諭吉と小泉信三

小泉信三にとって、福澤諭吉は思い入れの深い存在であった。小泉の父・信吉は、慶應義塾設立以前からの福澤の弟子であり、慶應義塾長も務めていた。小泉が若くして父を亡くした時には、福澤は自分の屋敷の離れに小泉一家をしばらく住ませたこともあった³⁰。その後、小泉は慶應義塾大学を卒業し、そこで教鞭を執り、塾長を務めた。このことから小泉は、「どんなに勝手に、思うままに振る舞えたつもりでも、結局自分は福澤の掌外には飛び出せない人間ではないか」³¹として、福澤の影響が色濃く自分には残っていると述べていた。しかし、小泉自身が告白しているように、慶應義塾であまりにも福澤が称賛されることへの反発で、『福澤全集』（1925～26年）が発行されるまでは、一部の文を除いては福澤を読んだことがなかったようである³²。ただ小泉は、逆にこのことによって、「福澤諭吉を適當の距離において客観的に眺め、進歩した思想史的方法を持ってこれに臨み、また明治史研究一般の成果により、福澤を載せた時代、福澤によって動かされた時代に対するより多くの知識を持ってわが主人公を見ることが出来るようになった」と述べていた³³。

では小泉は「福澤諭吉の天皇論」を具体的にどのようにとらえていたのだろうか。ところが小泉は、先の引用文にあるような「思想史的方法」を全く取っていない。小泉は『帝室論』のみを用いて福澤の天皇論をまとめているのである。

福澤諭吉の天皇論をとりあげた思想史の論文は数多くあるが、その主な論点は、『文明論之概略』（1875年）に描かれている天皇論と、『帝室論』（1882年）に描かれている天

²⁵小泉『私の履歴書』（1966年刊行。『日本経済新聞』1962年1月に連載）『全集』16、473頁。

²⁶米谷匡史「津田左右吉・和辻哲郎の天皇論」『岩波講座天皇と王権を考える 1 人類社会の中の天皇と王権』、岩波書店、2002年、26-27頁。

²⁷津田左右吉「建国の事情と万世一系の思想」『世界』1946年4月号、46頁。同「学問の立場から見た現時の思想界」『津田左右吉全集』第23巻、岩波書店、1965年、121-127頁。

²⁸和辻哲郎「国民全体性の表現者」『和辻哲郎全集』第14巻、岩波書店、1962年、352-353頁。

²⁹勝本清一郎は、小泉を狂信や非合理性と無縁な「理性的」な人物として捉え、非合理的な天皇制支持を抱く旧いタイプの保守主義者とは対抗関係にあるとの指摘をしている。勝本清一郎「小泉信三と新保守主義」大河内一男・大宅壮一監修『近代日本を創った百人』下巻、毎日新聞社、1966年、448-449頁。

³⁰小泉「わが住居」（『新文明』1956年4月号）『全集』16、193-194頁。

³¹小泉「私の見た現代人物」（『現代人物論』1955年）『全集』26、185頁。

³²小泉『福澤諭吉』（アテネ文庫版、1948年）『全集』21、12-13頁。同「青い鳥」（『三田文学』1944年8月号）『全集』26、92-93頁。

³³前掲『福澤諭吉』『全集』21、13頁。

皇論を一貫したものとしてみるか、あるいは「後退」したものとするかという所にある。福澤は『文明論之概略』の中で、日本人の義務は国体を保つこと（自国の政権を失わないこと）のみであるとし、皇統はその国体が保たれたからこそ連綿と続いてきたのであって、その逆ではないとする³⁴。そして「君臣の倫」は人が生まれつきに持った「性」ではないので、君主制を維持するかは便利かどうかで判断し、場合によって改めても構わないとした³⁵。これに対し、『帝室論』では、帝室を「尊厳神聖」とし、「我帝室の一系万世にして、今日の人民が之に依て以て社会の安寧を維持する所以のものは、明に之を了解して疑わざるものなり」と述べているのである³⁶。

一貫説を取る代表的な論者は丸山真男である。丸山は、この二つの本が、「『政治上の得失』から君主制の問題を判断するという功利主義的な立場」において一貫していると論じた³⁷。また遠山茂樹は、この二つは絶対主義的君主制からブルジョワ君主制（イギリス的立憲君主制）への転化を主張する面では共通しているが、『帝室論』は「外事優先」（東洋への侵略）「官民調和」を軸とした福澤の思想によって、天皇の権力として統帥権や和戦決定権を維持させたため、その転化は不徹底な議論となったと述べた³⁸。

これに対し「後退」説を取るのは山田昭次³⁹や太田雅夫⁴⁰などであり、最近では安川寿之輔が最も活発にこの説を唱えている⁴¹。例えば山田は、福澤は『文明論之概略』の際には「人民の内面領域に対する君主の支配力を削減し、これを政治の領域に限定して国民の主體的自覚を図ろう」としていたが、『帝室論』では「権威の盲信というおくれた日本人に根深い心情を把握」するために天皇を利用するという論へと「後退」したと述べた⁴²。

これらの研究史を見れば、『文明論之概略』を抜きにして、福澤の天皇論を書くことは不可能であることがよくわかる。つまり、小泉が『帝室論』のみを取り上げて福澤の天皇論を論じるという姿勢は、これを学問的に論じようという意志がないことを意味している。そこには、自分の主張に合わない文章は使用しないという政治的判断があったと考えられるのである。

では、具体的に小泉がどのように『帝室論』を取り上げていたのかを考察してみよう。小泉が『帝室論』について文章で触れる場合には、時勢に応じた書き方をしていることが見て取れる。

小泉は戦前に書いた文章の中で、一回だけ『帝室論』を取り上げたことがある。それは、岩波書店に頼まれて小泉が編纂した『福澤撰集』（1928年）の解説である。小泉はこの本に、あえて『帝室論』を収めた。その意図は、この解説で『帝室論』の続編とされている『尊王論』（1888年）の末節（帝室を「政治社外」に置くことは「虚器」〔操り人形〕として扱うことではないということ）を16行にもわたって引用したことに示

³⁴福沢諭吉『文明論之概略』岩波文庫、1995年、48-49頁。

³⁵前掲『文明論之概略』64-67頁。

³⁶前掲『帝室論』168、172頁。

³⁷丸山真男『「文明論之概略」を読む』下巻、岩波新書、1986年、224頁。

³⁸遠山茂樹『福沢諭吉』東京大学出版会、1970年、170-181頁。

³⁹山田昭次「天皇制イデオロギーと福沢諭吉」『史苑』18巻1号、1957年6月。

⁴⁰太田雅夫「福沢諭吉の天皇観—明治前期の天皇制思想」『社会科学』同志社大学人文科学研究所、1巻1号、1965年3月。なお、上記の山田と太田の文章は、共に小泉が『帝室論』のみで福澤の天皇論を書くことに対する反発から書かれている。

⁴¹安川寿之輔『福沢諭吉と丸山真男—「丸山諭吉」神話を解体する—』高文研、2003年。

⁴²前掲「天皇制イデオロギーと福沢諭吉」38-39、47頁。

されるように、福澤への「誤解」を解くことにあった⁴³。富田正文によれば、福澤の『帝室論』は、常に天皇を「虚器」として扱っているとの批判を受けていたとのことである⁴⁴。小泉は1933年に慶應義塾長となり、福澤についての文章を多数執筆することになるが、これ以後、敗戦まで一切『帝室論』に触れる文章を書くことはなかった。つまり、『帝室論』は政治状況から見て受け入れられることはないどころか、かえって反発を受けるという小泉自身の政治的判断がここにあったと考えて良いだろう。

戦後になって、小泉が初めて『帝室論』に触れたのは、1948年である。そこで小泉は次のように『帝室論』を解釈している。

「皇室は政治社外に仰ぐべきものであり、またかくてこそ始めて尊厳は永遠に保たれる。苟も日本において政治を談じ、政治の事に関するものは、その主義においてかりそめにも皇室の尊厳と神聖を濫用してはならぬ。皇室の任務というのは「日本民心融和の中心」となることである。政治は人の「形体」は支配できるが、「人の深奥の心情」を動かすことはできない。であるから、「人情の世界を支配し、徳義の風俗を維持する一事に至っては終にこれを皇室に仰がなければならぬ」。爾来六十年を経て回顧すれば、先生の尊皇の志とその先見洞察とは、新憲法の制定せられた今日において特に人の心に感ぜしむるところが多いと思う。」⁴⁵

つまり小泉は、『帝室論』の内容を、日本国憲法下での天皇の役割と一致していると見たのである。

なお、小泉はこの際に『尊王論』も取り上げ、この二つの書が「用語の末においては相違があるけれども主旨の根本においては変わっておらぬ」と述べていた⁴⁶。その後にかかれた文章でも、『尊王論』の内容は、「帝室を『政治社外の高処に仰ぎ奉らん』とする本旨は一つであるから」⁴⁷と書いて全く解説せず、『帝室論』の説明で代用されている。だが、『尊王論』を読むと、小泉がなぜ内容を詳しく説明しなかったのかが理解できる。

『尊王論』は、帝室を「経世の要用」の観点から論じ、「尊厳神聖」の由縁や、それを維持するための「工風」について述べたものである。確かに小泉が述べているように、文章の各所で「政治社外」に皇室を置くということが強調されている。しかし、福澤は、帝室は、日本最古の家族であり、「数百千年の家系を明」らかにしている家系であるために、国民の「尚古懐旧」の人情によって、その「尊厳神聖」が受容されているとし⁴⁸、これを維持するためには、「帝室の藩屏」として、由緒ある大名公卿の子孫（特に藤原家の子孫）の地位を「人臣の上」に置き、これを維持すべきであるとも主張していた⁴⁹。つまり、皇室の尊厳の源を万世一系に置き、華族制度を維持すべきとする議論である。これは、小泉の信条や、華族制度が廃止された状況から考えて、好ましい議論ではなかった。そこで、小泉は『尊王論』のエッセンスだけを抽出して、あえてその内容については触れなかった

⁴³小泉「『福澤撰集』解説」（『福澤撰集』岩波文庫、1928年）『全集』21、388-389頁。

⁴⁴1937年には、文部省から慶應義塾大学予科で『帝室論』を参考書に使うのは適当でないという注意を受けており、この「誤解」が一般に認識されていたことがわかる。富田正文「後記」『福澤論吉全集』第6巻、岩波書店、1959年、654頁。

⁴⁵以上は、前掲『福澤論吉』『全集』21、20-21頁、より作成した。

⁴⁶前掲『福澤論吉』『全集』21、21頁。

⁴⁷小泉「帝室論」（『文藝春秋』1960年1月号）『全集』18、396頁。小泉信三の書いたものは「帝室論」、福澤のものは『帝室論』と表記する。

⁴⁸福澤論吉「尊王論」『福澤論吉著作集』第9巻、慶應義塾大学出版会、2002年、234-241頁。

⁴⁹前掲「尊王論」241-250頁。

と考えることができる。

以上から、小泉は近代的な天皇観を持っていたこと、そして象徴天皇制を正当化するためなら、たとえ尊敬する福澤の文章であったとしても、政治的判断による取捨選択を行うという考え方を持っていたことがわかる。

（2）小泉信三の象徴天皇制論

・小泉信三の皇太子教育

本項では、小泉信三の皇太子への教育について述べた文章を中心に分析し、小泉の象徴天皇制論の特徴を取り上げたい。なお小泉は、皇太子に週二回の御進講を行っていた。その内容は、本を読むことや、新聞の「週間サマリエイ（展望）」を主題にして話をするなどであった⁵⁰。

小泉は、自分が執筆した文章の中で、皇太子とともに読んだ本として、幸田露伴『運命』⁵¹、福澤諭吉『帝室論』『尊王論』、ハロルド・ニコルソン『ジョージ五世伝』の四冊を挙げている⁵²。常時参与になってからの年数を考えても、ここに挙げた本だけを読んでいたということは考えにくい。小泉はこれらの本を皇太子教育に使用していると書くことで、象徴天皇制についての自分の考え方を国民に提示しようとしたと考えられる。なお、このうち『運命』は、中国の明の建文帝と、謀反を起こした燕王（のちの永楽帝）との争いとその結末を描いた作品であり、王のあり方の例として見るよりは、美しい日本語を学ぶという要素が強かったと思われるので、ここでは検討から除外する⁵³。また『尊王論』も前節の理由により除外する。よって、残りの二冊を個別に分析する。

（a）『帝室論』

『帝室論』は、福澤諭吉によって1882年に書かれた。この中で福澤は、帝室を楯にとって政敵を論難する帝政党と呼ばれる政党が現れたことを批判し、帝室を政治活動から遠ざけ、国民全てが仰ぎ見る存在として国民統合の中心とすべきだと主張を行った⁵⁴。詳細は前節にすでに述べているので、ここでは論じない。

小泉は田島道治が宮内府長官になったときに『帝室論』と『尊王論』を送っており⁵⁵、常時参与就任前に、皇太子に対して『帝室論』を講義している⁵⁶。小泉は、自分が皇太子

⁵⁰小泉「読者への手紙」（『週刊新潮』1956年5月15日号）『全集』16、517頁。同「皇太子殿下の御婚約」（『毎日新聞』1958年11月28日）『全集』16、519頁。

⁵¹幸田露伴『運命』岩波文庫、1938年。

⁵²前掲「読者への手紙」『全集』16、517頁。小泉「この頃の皇太子殿下」（『文藝春秋』1959年1月号）『全集』16、523頁。

⁵³小泉はこの本を皇太子と共に音読したと述べている（前掲「この頃の皇太子殿下」『全集』16、524頁）。小泉は、国語を美しく発音するための訓練が家庭や学校で欠けていることを憂いており、そのことも頭にあったと思われる（小泉「言語雑感」（『文学界』1950年1月）『全集』15、247頁）。なお、この本については、ただ小泉が戦前より愛読していたためという理由も考えられる。「『露伴全集』は私の座右の書である。ただ、その中で始終取り出して読むという作品は、趣味の上から自から限られている。その第一が『運命』である。」小泉「『運命』」（初出は不明、『大学生生活』（1939年）に所収）『全集』13、315-317頁。

⁵⁴前掲「後記」654頁。

⁵⁵田島道治宛書簡、1948年6月21日、『全集』25上、380頁。

⁵⁶石井小一郎「皇太子殿下テニス日記」（『文藝春秋』1969年11月号）『テニスと私』私家版、1980年、18-19頁（1948年11月11日）。石井は小泉が慶応で庭球部長をしていたときの部員で、皇太子のテニスのコーチをしていた。

の師となるとの想定のなかった時期から、『皇室論』の描くような、政治からは全く切り離された天皇が、日本国憲法と一致していると考えていたのである。よって、この本を皇太子と共に読むことは必然であったであろう。

(b) 『ジョージ五世伝』

『ジョージ五世伝』は、ハロルド・ニコルソンが英国王室から委託されて書いた公式の伝記である⁵⁷。この本は、皇太子のエリザベス英国女王の戴冠式への出席（1953年）の参考として、松本俊一駐英大使から贈られたものであったが、小泉が実際に読んだのは翌年になってからである⁵⁸。そしてこの本を「偶然の事情もあったけれども、第一に、これが立憲君主国の君主の伝記として、当時は一番新しい、委しいものであったこと、国の東西を問わず、君主の公私の日常について相語るべき無数の話題がそれに含まれていること、等を考え」⁵⁹、皇太子と一緒に読むことにした。なお、小泉は「この本を御一緒に読むよりは寧ろ書中の記事を話題にして殿下とお話することにしています」⁶⁰と述べていることから、王としての振る舞い方を皇太子と議論するためのテキストとして使っていたものと考えられる。

そして、小泉はこの本を読んだ理由を、内容に即して次のように述べている⁶¹。①王は義務に忠なる国王であった。王の在位期間（1910～36年）の間の激動期に、英国民が安定感を失わなかったのは、王の誠実と信念の一貫に負うところがあった。②他国の王の生活も、責任と負担ばかり多く、慰楽と休息の少ないという事実は、皇太子を励まし、また慰める。③王は党争外に中立で、常に王位にあるために、国または国民の永続的利害を察することができ、特殊の感覚と見識を養える。よって政治家に対して有益な示唆を与えることができる。そのために、君主は無私聡明、道徳的に信用ある人格として尊信を受ける人でなければならない。

これを日本の象徴天皇制に当てはめた場合、国王の政治活動を容認している③をどう考えるかが問題になると思われるので、この点についてさらに補足したい。ニコルソンは、ジョージ五世の政治活動の信念は、青年時代に書いたノートに描かれているとして、その原文を引用した。

(2) 政治的能力における王の価値。王はもはや「階級」の一つでも行政の主体 (executive) でもない。にもかかわらず、女王は、失われた公式の権力を補ういくつかの非常に強力な影響力を保持している。この影響力は、以下の様々な仕方で行使することができる。

(a) 内閣を組織する場合。特に党を指導していると主張している何人かの政治家の中から選ぶ場合。

(b) 内閣が継続している間。王は第一に諮問に対し意見を述べる (consulted) 権利、第二に奨励する (encourage) 権利、第三に警告する (warn) 権利を持つ。これらの権

⁵⁷Nicolson, *op.cit.*, p. V. 王の private life を John Gore が書き (*King George V. A Personal Memoir*, John Murray, London, 1941)、public life をニコルソンが書いた。

⁵⁸小泉「或る国王の生涯について思う」(『文藝春秋』1955年1月-3月号)『全集』16、115頁。

⁵⁹小泉「立憲君主制」(『心』1959年11月号)『全集』16、175頁。

⁶⁰前掲「読者への手紙」『全集』16、517頁。

⁶¹以下は、前掲「立憲君主制」『全集』16、176-178頁、を要約した。

利は、政治上、重要な影響力を行使することもありうる。特に政党政治の下では、君主のみが継続的な政治経験を持っているからである。

(c)内閣が崩壊したとき（しかしこの場合は、上院と連絡して、最善の仕方に対処することができる）⁶²。

これは、ウィリアム・バジョットの『イギリス憲政論 (*The English Constitution*)』⁶³についての講義で取ったノートの内容である。ニコルソンは、「公爵〔引用者注：ジョージのこと〕は、これらのいくつかのメモの中で、立憲君主制の機能や義務の概念を具体的にまとめており、王に就いたとき、これらの概念を一貫して忠実に適用していた」と述べている⁶⁴。小泉もこのニコルソンの視点を引き継ぎ、ジョージ五世がバジョットの憲政論に従っていたと述べているが、特にその中でもバジョット三原則に注目をしていた⁶⁵。

この『ジョージ五世伝』は、国王が政治とどのような関係を保っているのかということについての著作であり、『帝室論』の国民統合装置としての帝室の位置づけをどうするかという論とは異質のものである。しかし、小泉は、1960年に書いた「帝室論」という文章で、この二つの書物を関連づけて論じたのである。これは以下のように要約できる。

福澤の『帝室論』に書かれている天皇は「政治社外」にあるべきという主張は、日本国憲法下の天皇のありかたに合致している。また、同じく福澤の書いた『民情一新』によれば、福澤は英国流の立憲君主制を理想としていた。そして、『帝室論』にはバジョットの著書の一部が引用されているので、その影響があるとして、話を英国君主制と『ジョージ五世伝』につなげる。ジョージ五世はバジョットの著作をもとに立憲君主の職分と義務に関するノートを作り、これを生涯守り通した。そして、アイルランド自治法案をめぐる政治対立に介入してその解決を目指したジョージ五世の行動は、『帝室論』で述べられた党争の激化を慰撫する帝室の功德を「憶い出」させる。また、国王は連続して王位にあり、党争外に中立のため、国や国民の永続的利害を考えることができ、政治家に有益な示唆を与えることが可能であるとして、バジョット三原則に基づいて「立憲君主は、道徳的奨励者及び警告者たる役目を果たすことが出来る」とした。そしてこの姿は「福澤の『帝室論』からも敷衍される」のである⁶⁶。

小泉は「憶い出した」や「敷衍」といった記述をしているところから、『ジョージ五世伝』と『帝室論』の論理が同一のものではないということはわかっていたであろう。小泉は、これらが両方ともバジョットに言及しているという理由でつなごうとしているのである。

・バジョットの『イギリス憲政論』

まず、そもそも同じ「バジョット」を用いたのに、どうして『ジョージ五世伝』と『帝室論』のような違いが出るのかという点について、バジョットの著書に戻って考察してみ

⁶²Nicolson, *op. cit.*, p.62.

⁶³なお、この本は「イギリス国制論」「英国の国家構造」など様々な訳語が当てられているが、本稿では、筆者が参考とした小松春雄の訳に従った。バジョット「イギリス憲政論」『世界の名著』第60巻、中央公論社、1970年。

⁶⁴Nicolson, *op. cit.*, p.62

⁶⁵前掲「或る国王の生涯について思う」『全集』16、139頁、前掲「立憲君主制」『全集』16、178頁。

⁶⁶以上は、前掲「帝室論」『全集』18、391-402頁、を要約した。

よう。

バジヨットの『イギリス憲政論』は、1865年から67年にかけて書かれたものであり、議会改革（特に選挙権の拡大）に関する論説である。バジヨットは下層労働者階級に選挙権を与えることに反対し、地主階級と上層中流階級による議会運営を支持していた⁶⁷。バジヨットは、君主制が、選挙権のない階級を含めた国民統合において重要な役割を担っていることをこの著書で強く主張している。

バジヨットは、国の制度には、「尊厳的部分」と「実践的部分」の二つの要素があることを指摘している。もちろんこの二つは明確には分けられないが、君主は主に前者を担っている。君主制は、統治形態を「わかりやすく」しており（国民のほとんどは複雑な議会制を理解できない）、また歴史的な由緒から国民の感情を引きつけるので、国民統合への役割が大きい。英国の君主は多くの権限を法的には有しているが、実際にそれが有効かは不明確である。そこでバジヨットは、君主を持たない議院内閣制と英国を比較して、君主の効用を考察する。多数党がだれを首相にするか一致しない際には、公正な第三者である君主がその選任を行うことで解決することができる。また、「賢明な」君主は長い治世の間に経験を積むので、三つの権利（諮問に対し意見を述べる権利、奨励する権利、警告する権利）を行使して、大臣に影響を与えることができる。

しかし、バジヨットは、このような「賢明な」君主はほとんど現れないと述べる。「自己の英知によって昇進し、これをなくすれば没落するという人間は、素晴らしい思慮分別を備えている」が、「このような分別を、賢愚にかかわらず、安定した人生行路を歩む人間に期待するのはむだ」であり、また地位が永続していると複雑な政務について知識をえる「機会」は与えられるが、それを利用できるだけの君主はまれにしか出ないのである。そのため、バジヨットは「君主はなにもしようとはしないし、またする必要もない」と言い切り、熟慮して手を下さないことによって最大の英知を示したヴィクトリア女王を称え、政治介入を繰り返すことで政治に混乱を招いたジョージ三世を批判した。バジヨットは英国の政治制度を「仮装の共和制」と述べたように、政治の実権は議会が握るべきだと考えており、君主はあくまで国民統合のために必要であり、政治介入の効用についてはさほど重要視していなかったことが伺える⁶⁸。

このことから考えると、福澤の『帝室論』はバジヨットの『イギリス憲政論』の中の国民統合における皇室の役割という点から強い影響を与えられたものだということがわかる⁶⁹。バジヨットは、君主を「孤立した超越的存在」にしておくことで、神秘性を保つことができ、そのために対立する党派を融合させることができると指摘している⁷⁰。これは皇室を「政治社外」に置くことで、「民心融和の中心」とするという『帝室論』と合致するのである。

なお、ニコルソンは、ジョージ五世のノートには、バジヨットの君主の政治介入に関する厳しい論評の部分は書かれていなかったと指摘しており、「賢明な」君主たろうとした

⁶⁷遠山隆淑「ウォルター・バジヨット『イギリス国制論』の政治戦略」『政治研究』九州大学政治研究会、51号、2004年3月、128-132頁。

⁶⁸以上の要約は、前掲「イギリス憲政論」67-68、91-95、109-111、115-116頁、121、124-125、132、134-135、269、301頁から作成した。

⁶⁹伊藤正雄や丸山真男も同様の指摘をしている。伊藤正雄「バジヨットの『英国の国家構造』と福沢諭吉の皇室論」『日本歴史』297号、1973年2月、115-120頁、前掲『文明論之概略を読む』下巻、320-321頁。

⁷⁰前掲「イギリス憲政論」100頁。

王は、バジヨットの述べた「政治的効用」の方のみに着目をしていたことがわかる⁷¹。

・小泉の象徴天皇制論

小泉の象徴天皇制論の中心にあるのは、日本国憲法と同じとみなした福澤の『帝室論』であることは疑いない⁷²。これに『ジョージ五世伝』からバジヨット三原則を抜き出して、つなげようとした真意は何だったのであろうか。

これを考えるには、当時の天皇が果たしていた政治的役割を考える必要がある。日本国憲法では天皇の政治的な活動は第七条の国事行為のみに限定されていた。しかし、実際には「内奏」を通じた天皇の政治関与が可能となっていた。憲法施行直後に外務大臣となった芦田均が、新憲法下では、天皇が内治外交に立ち入っている印象を与えるので、内奏はあまり好ましくないと考えていたことはよく知られている⁷³。しかし、その後、長年首相を務めた吉田茂は、内奏を頻繁に行い、これを慣習化した⁷⁴。吉田は、英国の君主制と日本の天皇制には「政治的立場にも共通性がある」と考えていた⁷⁵。吉田は英国君主が持つ政治大権を日本では認めようとはしなかったが⁷⁶、「政治、経済、文化、宗教など各般の問題に対し、王室の権能として処理する場合」に、それを諮問するための機関として「プリヴィ・カウンスル(Privy Council)」を日本にも設置すべきであると述べており⁷⁷、君主の政治への発言にはそれなりの意義を認めていたようである。また、昭和天皇も内奏時に自分の意見を述べていることが明らかになっている⁷⁸。

つまり実際の象徴天皇は、「政治社外」に置かれていたわけではなく、「内奏」という政治的な影響力を行使できる手段を残していた。『帝室論』だけでは、象徴天皇の説明にはならなかったのである。そこで、小泉は『ジョージ五世伝』に描かれたバジヨットの三原則だけをあえて抽出して、その行為を正当化しようとしたのである。

ただし、小泉は、内奏における天皇の発言をどのようにして有効的なものにするかという点については、それほど重要視していなかった。小泉は、政治家に対する「道徳的奨励者及び警告者」としての皇室の任務は、「精神的道徳的」により重くなったという表現をしているので、道徳的な見識が示せればよいとの考え方だったと思われる⁷⁹。これに対し、吉田は、皇太子が政治家や民間人に会うことで政治に興味を持ち、その見識を高めることを重視していた⁸⁰。そして吉田は、数度にわたって、小泉がそのことに熱心でないことに

⁷¹Nicolson, *op. cit.*, p.63.

⁷²小泉はインタビューで将来の皇室のあり方について聞かれた際に、「この問題について、私のいちばんの指針は、福沢諭吉の「帝室論」だ」と語っている。『週刊朝日』1958年12月14日号、7頁。

⁷³芦田均『芦田均日記』第2巻、岩波書店、1986年、13頁。

⁷⁴前掲『戦後政治史の中の天皇制』160頁。

⁷⁵吉田茂『回想十年』第4巻、中公文庫、1998年、86頁。

⁷⁶前掲『戦後政治史の中の天皇制』161頁。

⁷⁷前掲『回想十年』第4巻、86-87頁。

⁷⁸前掲『昭和天皇とその時代』259-264、322-330頁。ルオフは、昭和天皇は「バジヨットが定義した3つの権利のようなものを、ごく当たり前の慣習として行使していた」と述べているが、マッカーサーやダレス、そしてマーフィーなどといった米国人に対しても、昭和天皇は政治的発言を繰り返しており、戦前の統治権総攬者としての意識が残存していたのではないかと思われる。前掲『国民の天皇』180頁。前掲『戦後政治史の中の天皇制』154-155頁。豊下楯彦『安保条約の成立』岩波新書、1996年、143-233頁。『朝日新聞』2005年6月1日朝刊。吉次公介「知られざる日米安保体制の”守護者” —昭和天皇と冷戦—」『世界』755号、2006年8月、246-259頁。

⁷⁹小泉「皇孫殿下御命名」（『帝都日日新聞』1960年3月1日）『全集』26、370頁。

⁸⁰岸信介宛書簡（1959年11月19日）、『吉田茂書翰』中央公論社、1994年、198頁。

対し苦言を呈している。「皇室の将来ニ付老婆心ながら懸念不能禁、猶又皇太子殿下の御教育ニ付てハ甚た懸念被致候、広く民間人士をも引見相成、我日本の現状ニ付深く御研究願敷、過日來來訪之住友の堀田庄三、出光石油の出光佐三両君ニも皇太子殿ニ進謁致候様勸置候」⁸¹といった手紙はその一例である。

小泉は、現状の象徴天皇制のあり方を正当化するという目的に沿って、自らの皇室論を組み立てていた。そのため内奏を正当化しようとしたが、その内容をどう充実させるかというところまでは考えなかったのである。

(3) 小括

以上、ここまで小泉信三の象徴天皇制論を見てきた。小泉は近代的な天皇観を持ち、象徴天皇制の正当化に適する論説のみを選択して論理を立てた。そして、日本国憲法下の象徴天皇制を福澤諭吉の『帝室論』によって正当化し、現実に運用されている象徴天皇制に合わせて、バジヨット三原則を取り上げたのである。

しかし、小泉はこの相反する『帝室論』とバジヨット三原則の論理の統合をこれ以上進めようとはしなかった。小泉は1960年の「帝室論」以後、『帝室論』や『ジョージ五世伝』を取り上げることはあっても、二つを同時に述べることはなかった⁸²。小泉の死後、皇太子の側近である鈴木菊男東宮大夫は次のような言葉を書き残している。

現在の皇室論は必ずしも福澤の帝室論、尊王論をもって足れりとししない。文藝春秋等に時折の所見を寄せられたことはあったが、私どもの期待するところは小泉先生によって総合的体系的な新しい皇室論が書かれることであった。新憲法下において国民心意の中に定着しつつある所謂象徴天皇制の意義とその効用をあらゆる方面から解明することは小泉先生によってこそなすべきであったと思う⁸³。

だが、小泉は「総合的体系的」な皇室論をそもそも考えていなかった。小泉は、自分が皇太子教育の責任者であるがゆえに、現状の象徴天皇制のあり方をどのように理解するかに重きを置いていた。そのため、現状に即した理論を提示できればそれで十分であった。だから、たとえ『帝室論』とバジヨット三原則の論理が合致しなくても、この二つが現状と合っていると判断した場合、その論理的な矛盾には目を向けなかったのである。この姿勢こそが、まさしく小泉の象徴天皇制論の特徴であったのである。

⁸¹小泉信三宛書簡（1963年7月26日）、前掲『吉田茂書翰』280頁。

⁸²たとえば、小泉「帝室論」（『産経新聞』1963年9月9日）『全集』20、100-104頁。同「君徳」『座談おぼえ書き』（文藝春秋、1966年）30-34頁（全集未収）。

⁸³鈴木菊男「小泉先生の帝室論」『全集』月報8（1967年11月、20巻に同封）、5頁。